

別表1－1（創業相談窓口設置）【既存】
市町村が実施する創業支援等事業（川崎町）

創業支援等事業の目標	
新型コロナウイルス第5類移行後の令和5、6年度の2年間において、川崎町が設置する創業相談窓口等を活用した相談人数の年平均数5.5人、そのうち創業まで至った人数が2人であったことを参考として、本計画に基づく川崎町と各支援機関の連携強化により、相談人数9人、創業人数3人への約1.5倍への増加を目標とする。	
（目標数）創業支援対象者数9人、創業者数3人	創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容	
<p>〈創業相談窓口〉</p> <p>川崎町地域振興課及び起業支援センターに創業支援の創業相談窓口を設け、川崎町商工会、各金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。創業相談窓口は、川崎町地域振興課及び起業支援センターに配置し、平日10時から17時まで相談対応を行う。</p> <p>創業相談窓口では、相談者に対し町内の支援機関を紹介する。</p> <p>相談者の内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう、川崎町商工会及び宮城県よろず支援拠点（宮城県商工会連合会）専門家、起業支援センターと連携し支援を行う。</p> <p>また、町内に前述の起業支援センターを設置し、町内創業希望者の掘り起こしや創業者のビジネススキルの習得を目指す。</p>	
<p>〈補助金の創設〉</p> <p>川崎町が、創業者及び第二創業者に対する創業支援事業補助金、地域経済循環創造事業者（ローカル10,000プロジェクト）に対する地域経済循環創造事業補助金を創設して支援を行う。</p>	
<p>■起業支援センター</p> <p>住所：宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山238-7</p> <p>設置者：川崎町</p> <p>管理運営：川崎町</p> <p>起業支援センター内のインキュベーション施設に創業支援事業者である川崎町商工会の職員を月1回常駐させるとともに、地域おこし協力隊の専任スタッフによる創業相談窓口を設け、起業希望者に伴走型創業支援（ハンズオン支援）やセミナー開催によりビジネススキル等を習得させる。</p> <p>当該施設はコワーキングスペースとしても利用でき、町内業者とのマッチングなどにも活用する他、情報発信の拠点、セミナー開催など、創業支援等事業者や起業者が様々な目的で活用できる施設とする。</p> <p>事業内容について3カ年の事業計画を作成し、それに基づく単年度ごとの実施計画を立て、完了後に改善計画を調整し、次年度以降の事業に反映させる。</p>	
<p>〈創業に必要な要素と各連携機関が担う役割〉</p> <ol style="list-style-type: none">1. ターゲット市場の見つけ方2. ビジネスマodelの構築の仕方3. 売れる商品の作り方・サービス提供 <p>川崎町商工会が、宮城県よろず支援拠点（宮城県商工会連合会）専門家と連携したうえで市場ニーズを把握し、隨時情報提供する。</p> <p>川崎町商工会、認定支援機関である各金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。</p> <p>川崎町商工会が、宮城県よろず支援拠点（宮城県商工会連合会）専門家と連携し、商品・サービスに対</p>	

するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

川崎町商工会が、宮城県商工会連合会と連携し販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達の方法

川崎町商工会が、資金調達のアドバイスを行い、各金融機関や日本政策金融公庫と連携して金融支援を行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、川崎町や宮城県が、公的制度融資等を行う。

6. 事業計画書の作成方法

川崎町商工会が、事業計画書の策定について各金融機関や宮城県よろず支援拠点（宮城県商工会連合会）専門家と一緒にアドバイスを行う。

また、補助金等の申請については、川崎町商工会等の認定経営革新等支援機関及び宮城県よろず支援拠点（宮城県商工会連合会）が連携してサポートを行う。

7. 起業手続きの円滑な進め方

川崎町が、創業相談窓口において、支援機関への連絡を行う。

8. 事業展開の助言

川崎町商工会と宮城県商工会連合会が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスを行う。

〈創業支援機関との連携〉

各支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、本人の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、川崎町商工会が情報集約し、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者等がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで各支援機関がハンズオンで支援できるようにする。

〈特定創業支援等事業について〉

起業支援センターの専門家が実施する伴走型創業支援の指導を1月以上、4回以上にわたり、受講し、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を川崎町が把握することとし、創業希望者等に対するアンケート調査等により常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、支援を実施した事業者がその後の創業の有無や実績等を電話、メール等にて確認する。また、創業後についても、川崎町商工会や起業支援センターと連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、川崎町、川崎町商工会、起業支援センターの広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業希望者等に対しては、創業支援サービスを行わない。各支援機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

川崎町に担当者を配置し、各支援機関と連携した創業相談窓口を設置する。また、各支援機関とも連携のうえ、パンフレットを作り、それぞれの窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、川崎町の広報誌やホームページ等においても、創業相談窓口設置を広くPRしていくこととする。

各支援機関との連携を密にするため、支援機関の担当者会議を適宜開催し、活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和13年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日まで

別表1－2（伴走型創業支援）【既存・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業（川崎町）

創業支援等事業の目標
新型コロナウイルス第5類移行後の令和5、6年度の2年間において、川崎町が川崎町商工会へ業務委託した創業支援セミナー（特定創業支援等事業）の参加者数の年平均数6.5人、そのうち創業まで至った人数が3.5人であったことを参考として、本計画に基づく川崎町と各支援機関の連携強化により、相談人数9人、創業人数6人への約1.5倍への増加を目標とする。
（目標数）創業支援対象者数9人、創業者数6人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>（1）特定創業支援等事業・創業支援等事業の内容</p> <p>〈伴走型創業支援の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none">・川崎町内において、創業希望者を対象とした伴走型創業支援を実施する。支援については起業支援センターの専門家が担当し、1月以上、4回以上にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識の習得を目的とする。・1月以上、4回以上にわたり、指導を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身についたものを「特定創業支援等事業」を受講したとして町が認定する。 <p>＜伴走型支援策＞</p> <p>【経営】</p> <ul style="list-style-type: none">起業家・経営者としてのマインドセット地方で事業を行うまでの戦略事業計画の作成・ブラッシュアップ <p>【財務】</p> <ul style="list-style-type: none">創業に必要な資金計画の立て方財務モデリング（収支計画・資金繰り管理）資金調達（融資・投資・補助金） <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none">採用戦略従業員を雇用する際の制度の知識習得人事・労務管理組織づくり <p>【販路開拓】</p> <ul style="list-style-type: none">マーケティングミックスの知識習得サービスの価格設定 <p>（2）創業支援等事業の実施方法</p> <p>伴走型創業支援の実施にあたっては各連携機関において周知に努めるほか、川崎町広報等を通じて広く周知する。</p> <p>特定創業支援等事業の支援を受けた者（満了した者）については、川崎町が証明書を発行し、助成をはじめとした各種支援を受けられるようにする。</p>

計画期間

平成28年4月1日～令和13年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日まで

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表2（ワンストップ相談窓口）【既存】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 川崎町商工会	
(2) 住所 宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏尻29番地6	
(3) 代表者の氏名 会長 佐藤 達也	
(4) 連絡先 TEL 0224-84-2174 FAX 0224-84-5926 担当者 庄子 卓志	
創業支援等事業の目標	
新型コロナウイルス第5類移行後の令和5、6年度の2年間において、川崎町商工会がワンストップ窓口を設置して受けた相談数の年平均数22.5人、そのうち創業まで至った人数が0.5人であったことを参考として、本計画に基づく川崎町と各支援機関の連携強化により、相談人数34人、創業人数1人への約1.5倍への増加を目標とする。	
(目標数) 創業支援対象者数34人、創業者数1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>〈ワンストップ相談窓口〉</p> <p>川崎町商工会に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、川崎町、起業支援センター、各金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、平日9時から17時まで相談対応を行う。</p> <p>ワンストップ相談窓口では、相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、町内の支援機関を紹介できるようにする。</p> <p>相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう、川崎町と宮城県よろず支援拠点（宮城県商工会連合会）専門家、起業支援センターと連携し、支援を行う。</p> <p>また、必要に応じ創業個別相談窓口を設け、川崎町、起業支援センター、各金融機関等の支援機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。創業個別相談窓口では、経営指導員により相談対応を行う。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>川崎町商工会に担当者を配置し、各支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、各支援機関とも連携のうえ、パンフレットを作り、それぞれの窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、川崎町、起業支援センターの広報誌やホームページ等においても、ワンストップ相談窓口設置を広くPRしていくこととする。</p> <p>各支援機関との連携を密にするため、支援機関の担当者会議を適宜開催し、活動状況、改善点について情報共有を行う。</p>	
計画期間	
平成28年4月1日～令和13年3月31日	
変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日まで	